

令和4年度行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	日本芸術院会員年金の支給等に必要経費			担当部局庁	文化庁	作成責任者	
事業開始年度	昭和16年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	日本芸術院	参事官(芸術文化担当) 山田素子	
会計区分	一般会計						
根拠法令(具体的な条項も記載)	文部科学省設置法第23条 日本芸術院令			関係する計画、通知等	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針) (平成27年5月22日閣議決定)		
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費		
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本芸術院は、美術、文芸、音楽、演劇、舞踊等芸術各分野の優れた芸術家を優遇するために設けられた荣誉機関である。本事業は、寄贈や会員記録制作によって増えつつある所蔵作品等の展示及び特別講演会等を通じた芸術の発達に寄与する活動など、日本芸術院の運営を通して我が国の芸術文化の振興を目的とし実施している。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本芸術院は、院長1名と会員120名以内で組織され、「美術」、「文芸」、「音楽・演劇・舞踊」の3部で構成されている。 ・会員は終身とし、予算の範囲内で年金が支給される。 ・新たな会員は各部の選挙で過半数を得た者が、総会の承認を経た後、文部科学大臣より任命されることとなり、会員はその選考を行う。 ・会員以外の者で、卓越した芸術作品と認められるものを制作した者及び芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認められる者に対して、毎年、天皇后両陛下のご臨席のもと日本芸術院授賞式を挙行し恩賜賞と日本芸術院賞を授与する。また会員はその選考を行う。 ・院の活動記録作成や会員の記録制作による所蔵作品等の充実化及びそれらの公開展示などによる活用の促進、並びに会員による特別講演会を開催する。 						
実施方法	直接実施						
予算額・執行額(単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求
	予算 の 状 況	当初予算	348.8	347.6	349.2	346.6	346.6
		補正予算	▲34.9	▲37.5	▲36.5		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	
		予備費等	▲9	-	-	-	
		計	304.9	310.1	312.7	346.6	346.6
	執行額		286	281	277		
	執行率(%)		94%	91%	89%		
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		91%	91%	89%		
令和4・5年度 予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由			
	日本芸術院会員手当	303	303				
	庁費	27	27				
	日本芸術院賞金	15	15				
	諸謝金	0.3	0.3				
	職員・委員等旅費	0.1	0.1				
	計	346.6	346.6				
活動内容(アクティビティ)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本芸術院会員に対し予算の範囲内で年金支給を行う。 ・会員以外の者で、卓越した芸術作品と認められるものを制作した者及び芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認められる者に対して、日本芸術院授賞式を挙行し恩賜賞と日本芸術院賞を授与する。 ・院の活動記録作成や会員の記録制作を行うとともに、所蔵作品等の充実化及びそれらの公開展示などによる活用の促進、並びに会員による特別講演会を開催する。 						

活動目標及び活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込	
	国民に対し、卓越した文化芸術活動に触れる機会を提供する	所蔵作品等公開展示及び会員特別講演会の開催数		活動実績 当初見込み	件	5	2	1	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込		
	会員への講演会講師謝金/講演会回数		単位当たりコスト 計算式	円	100,000	100,000	100,000	100,000	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 4年度	目標最終年度 -年度	
	国民に対し、卓越した文化芸術活動に触れる機会を提供する所蔵作品等公開展示及び会員特別講演会の積極的な集客を図る。	所蔵作品等公開展示及び会員特別講演会の集客数	成果実績	人	24,234	1,670	766	-	-
			目標値	人	10,000	6,000	1,000	1,500	-
			達成度	%	242	28	77	-	-
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 4年度	目標最終年度 -年度	
	功績顕著な芸術家の優遇及び芸術の発展に寄与するため、日本芸術院会員の定員の充足を図る。	日本芸術院会員の定員充足率 (日本芸術院令(昭和24年政令第281号)第2条第1項の規程に基づき定員120名以内)	成果実績	%	85	84	86	-	-
			目標値	%	100	100	100	100	100
			達成度	%	85	84	86	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	実績								
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	12 文化芸術の振興							
	施策	政策評価書 URL	https://www.mext.go.jp/content/20210922-mxt_kanseisk02-000017742-12_4.pdf						
		該当箇所	施策目標12-4-4						
	取組事項	分野:	-						
		(新経済・財政再生計画改革工程表 2021)	-						
		URL:	-						
		該当箇所	-						
事業所管部局による点検・改善									
国費投入の必要性	項目			評価	評価に関する説明				
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	近現代美術史に残るであろう作家の作品展示や通常では聞くことのできない日本芸術院会員の講演会を行うことで、文化・芸術の振興に寄与している。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	我が国における芸術上の功績顕著な芸術家の顕彰は、芸術家の地域偏在居住実態等もあるが、全国的な視点で審査(評価)して行うべきものであり、国が実施すべき事業である。				
事業の効率性	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	日本芸術院が行う芸術家の顕彰は、文化行政の基盤的・典型的な政策手段の一つであり、優先度の高い事業である。				
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	会員年金の支給や日本芸術院賞授賞者への賞金給付といった競争性の無いものを除き、適切な競争性を確保した契約を行い、事業を実施している。				
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。			無					
	競争性のない随意契約となったものはないか。			無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-	-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			○	日本芸術院会員による特別講演会の謝金は、一般的な講演会の報酬・謝金単価と比較すると、安価であり妥当である。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-				
費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	日本芸術院会員の年金や日本芸術院授賞式に係る経費及び日本芸術院会館の運営に必要な経費に費目・使途を限定して使用している。					
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-	-					
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-	-					

	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	例年とほぼ同じ業務を遂行する中において、内容の見直しを検討し、コスト削減及び効率化に向けた工夫を行っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	日本芸術院会員は終身会員であるため、会員が亡くなるたびに会員数が減少するが、毎年、会員の定数を満たすべく、新会員の選考を行って補充しており、成果実績は成果目標に見合ったものとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	日本芸術院の活動については、会員の慎重な審議等を経たうえで行っており、実効性の高い手段となっている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	年度当初に計画した所蔵作品展や講演会の集客数に到達するよう、チラシやパンフレット等を作成するなど周知活動を行ったが、新型コロナ等感染症の影響を受け、講演会は中止せざる得ず、所蔵作品展は辛うじて開催したが集客数は伸び悩み、その結果令和3年度は見込みを上回る実績をあげることができなかった。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.			B.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	会員手当	日本芸術院会員に対して支給する会員手当	3	賞金	日本芸術院賞受賞者に対して支給する賞金	1
	計		3	計		1
	C.			D.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	庁費	日本芸術院授賞式の記録撮影作業	0.9			
	計		0.9	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人(院長)	-	院長手当	3	その他	-	-	
2	個人(第一部長)	-	部長年金	3	その他	-	-	
3	個人(第二部長)	-	部長年金	3	その他	-	-	
4	個人(第三部長)	-	部長年金	3	その他	-	-	
5	個人(第一部長代行)	-	会員年金	3	その他	-	-	
6	個人(第一部長代行)	-	会員年金	3	その他	-	-	
7	個人(第二部長代行)	-	会員年金	3	その他	-	-	
8	個人(第二部長代行)	-	会員年金	3	その他	-	-	
9	個人(第三部長代行)	-	会員年金	3	その他	-	-	
10	個人(第三部長代行)	-	会員年金	3	その他	-	-	

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策
1	個人(受章者)	-	日本芸術院賞受賞	1	その他	-	-	
2	個人(受章者)	-	日本芸術院賞受賞	1	その他	-	-	
3	個人(受章者)	-	日本芸術院賞受賞	1	その他	-	-	
4	個人(受章者)	-	日本芸術院賞受賞	1	その他	-	-	
5	個人(受章者)	-	日本芸術院賞受賞	1	その他	-	-	
6	個人(受章者)	-	日本芸術院賞受賞	1	その他	-	-	

